

麦の赤かび病防除薬剤の 購入費を補助します

市内産麦の品質確保と生産性の安定を図るため、麦の赤かび病の防除に取り組んだ方に、薬剤購入費の一部を補助します。

▶補助対象者：市内に住所または所在地を有する麦作農家・生産組織

▶補助対象経費：令和4年産麦の赤かび病防除薬剤の購入費（税抜き）の10%以内
※令和4年麦作付計画面積を上限とします。

※補助金は予算の範囲内での交付となります。

▶申請方法：納品書（購入薬剤名、単価、数量の記載があるもの）、領収書、振込先が分かるものを持参し、谷和原庁舎産業経済課まで申請してください。

☎ 谷和原庁舎産業経済課（内線 3103）

農地の砂ぼこり対策の種子を 無料で配布します

冬季の強風による土の飛散や砂ぼこりの防止を目的として、農地（畑）の所有者や管理者を対象に、ヘアリーベッチまたはライ麦の種子を無料配布します。

秋季から冬季の作付けにより、砂ぼこり対策へのご協力をお願いします。

▶申込期間：8月1日（月）～12日（金）（午前9時～午後5時、土・日・祝日を除く）

▶申込方法：産業経済課に、希望する種子の種類、対象農地の場所（地番など）をお伝えください。※農地の利用状況を確認する場合があります。

▶配布時期：10月下旬予定

※応募者多数の場合は、予算の範囲内での配布となります。

☎ 谷和原庁舎産業経済課（内線 3108）

農業委員会 各種申請

8月の農地法に基づく許可申請の受付期間は次のとおりです。

▶受付期間：8月22日（月）～25日（木）

※定例総会は9月12日（月）の予定です。

☎ 農業委員会事務局（内線 6301、6302）

住民税非課税世帯などへ 臨時特別給付金があります

コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」として、6月1日から真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、新たに運用改善されました。1世帯当たりすでに10万円を給付していますが、これまで本給付金を受給した世帯に再度支給されるものではありません。

▶支給対象世帯：次の①・②いずれかに該当する世帯。なお、次のいずれかの世帯であっても、住民税均等割が課税されている者の扶養親族のみで構成される世帯は、対象外となります。

①令和4年度住民税非課税世帯：令和4年6月1日時点で本市に住民登録がある世帯で、世帯全員が令和4年度の住民税均等割が非課税である世帯（令和3年度の臨時特別給付金を受給した世帯を除く）

②家計急変世帯：住民税非課税世帯以外の世帯であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和4年1月以降の家計が急変し、同一の世帯に属する全員が住民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯

▶手続きについて

①の方には、確認書を送付し支給を開始しています。確認書が届いていない方は、令和4年1月2日から6月1日までの間に転入した方を含む世帯で、本市で税情報が必要のため、申請（非課税証明書の添付）が必要です。

②の方は、申請（コロナの影響で収入・所得が減少したことが分かる資料の添付）が必要です。

令和3年度住民税非課税世帯については、既に申請などの期限（令和4年5月31日）が切れていますが、ご相談ください。

▶申請期限：9月30日（金）※期限を過ぎると給付されませんので、ご注意ください。本給付金の詳細や申請書類などが必要な場合には、つくばみらい市非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター（☎ 0120-011-089）や、市のホームページにてご確認ください。

☎ 伊奈庁舎社会福祉課（内線 4105）

児童を監護していて、まだ申請をされていない方は、お問い合わせください。

☎ 伊奈庁舎社会福祉課（内線 4102）

介護保険料の 減免制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定以上収入が減少（年金収入、株式取引による収入は除く）した世帯の第1号被保険者（65歳以上の方）は、介護保険料の減免に該当する場合があります。

▶減免の対象となる保険料

令和4年度の介護保険料（令和3年度末に資格を取得したことにより賦課される令和3年相当分の保険料を含む）のうち、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに普通徴収の納期限が設定されているもの。

※特別徴収の場合、特別徴収対象年金給付の支払日

▶申請方法：市ホームページに掲載している申請書に必要事項を記入し、介護福祉課まで提出してください。インターネットから出力することが困難な場合は、申請書を郵送いたしますので、お問合せください。

▶申請期限：令和5年3月31日（金）

▶減免対象世帯

要件	減免額
新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯	全額減免
新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が事業の廃止や失業をした世帯	一部減免（前年の所得金額により減免額は変わります）
新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入などの減少が見込まれ、次の①・②の両方に該当する世帯	
①主たる生計維持者の事業収入などのいずれかの収入が、前年と比べて30%以上の減少が見込まれること	
②主たる生計維持者の減少が見込まれる種類の所得以外の前年の合計所得金額が、400万円以下であること	

※主たる生計維持者以外の方が上記の要件に該当しても、減免の対象ではありません。

☎ 伊奈庁舎介護福祉課（内線 4303）